

## 緊急保証制度の業種追加について

政府は、原油高に加え原材料の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている545業種の中小企業者を対象として、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証する緊急保証制度を10月31日より開始しました。

しかしながら、この545業種の中に部品商が入っていなかったことから、全部連として対象業種とするよう経済産業省自動車課に強く要望しておりましたが、今回新たに追加された73業種の中に「自動車部分品・附属品卸売業 中古品を除く。」として新たに追加されることになり、下記のとおり11月14日から同制度の利用が可能となりました。

なお、詳しい内容につきましては中小企業庁ホームページをご覧ください。

### 記

1. 追加指定業種は、11月14日から緊急保証制度の対象となります。
2. 対象業種の中小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証枠とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

### 【中小企業庁ホームページ主な関連サイト】

金融サポート 新着情報

- ・原材料価格高騰対応等緊急保証制度について 20年10月29日
- ・原材料価格高騰対応等緊急保証制度の特定業種追加指定について 20年11月7日

以上